

早わかり中国特許

～中国特許の基礎と中国特許最新情報～

2016年2月10日

執筆者 河野特許事務所

弁理士 河野英仁

(月刊ザ・ローヤーズ 2016年1月号掲載)

第56回 侵害主張に対する抗弁

第56回は特許権侵害に対する抗弁として現有技術の抗弁及び損害賠償の免除について解説する。

1. 現有技術の抗弁と、請求項との関係

現有技術の抗弁は、イ号製品と現有技術とを比較し、イ号製品が現有技術に一致すれば非侵害とするものであって、原則として請求項に係る発明は無関係なはずである。しかしながら訴訟実務では裁判官が現有技術の抗弁の判断にあたり、請求項の記載を参酌することがある。これは、イ号製品と現有技術との比較にあたりポイントとなる箇所を判別するためである。電磁バルブ事件¹では人民法院が請求項の記載を参酌した上で、現有技術の抗弁を認めた。以下詳細を説明する。

(1)概要

電磁バルブ事件ではイ号製品は請求項に係る発明と同一であり技術的範囲に属するものの、イ号製品と現有技術とは機構が一部相違していた。このような場合に現有技術の抗弁が成立するか否かが争点となった。

最高人民法院は現有技術の抗弁は現有技術とイ号製品とを対比すべきものであるが、その際には特許請求項の関連する部分を参酌して判断すべきと判示し、最終的に被告の現有技術の抗弁を認めた。

(2)背景

(i)特許の内容

塩城沢田機械有限公司(原告)は液圧ロッカーアーム裁断機直連式液圧制御装置と称する实用新型特許権を所有している。特許番号は第200420109343.3号(以下343特許という)である。

¹ 最高人民法院 2012年7月11日判決 (2012)民申字第18号

請求項 1 の内争点となったのは以下の構成要件である。なお符合は筆者において付した。参考図 1 は 343 特許の代表図である。

「電磁バルブ 5 の出口は、直接ロッドを有するピストン 9 の外端に対し相接続しており、電磁バルブ 5 はオイルポンプ 1 との間を、四角状フランジ 2 を通じて接続管 4 に接続されており、四角状フランジ 2 の側面には、リリーフバルブ 3 が接続されている」

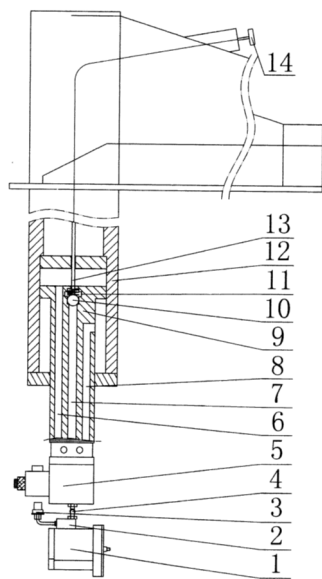


图1

参考図 1 343 特許の代表図

(ii) 訴訟の経緯

原告は、塩城市格瑞特機械有限公司(被告)が販売する製品(以下、イ号製品という)が原告の 343 特許を侵害するとして、江蘇省中級人民法院に提訴した。被告は訴外第三者が、343 特許の出願前に、既にイ号製品と実質的に同一の F45 裁断機を販売していたことから、現有技術の抗弁を行った。

なお、被告は同時に無効宣告請求を復審委員会に請求したが証拠不十分のため特許は有効と判断された。

(3) 最高人民法院での争点

争点：現有技術抗弁の判断はどのように行うべきか

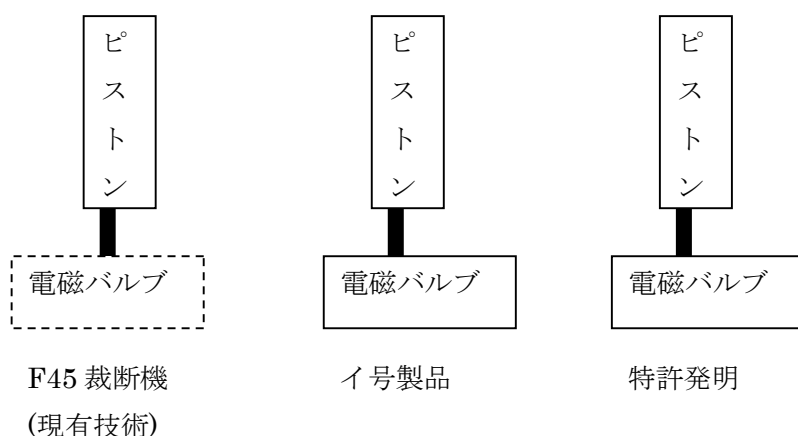
参考図 2 は F45 裁断機、イ号製品及び特許発明の特徴を示す説明図である。請求項 1 に係る発明は特殊構造の電磁バルブを採用することにより、電磁バルブとロッドを有す

るピストンとを直接接続する点を特徴としている。すなわち、特許技術で使用している電磁バルブは特殊な電磁バルブであり、電磁バルブの内部構造及び出口に対し改良を加えており、接続管を設けることなく電磁バルブの出口とロッドを有するピストンとの外端を直接接続することができる。

イ号製品も同様の電磁バルブの構成を採用し、電磁バルブとロッドを有するピストンとを直接接続している。このように、特許発明とイ号製品とは完全に同一であり、請求項 1 に係る発明の技術的範囲に属する。

一方、F45 裁断機(以下、現有技術という)は特許発明及びイ号製品とは異なる構造を有する電磁バルブを採用している。現有技術の電磁バルブは依然として接続管を用いてピストンとの接続を行っている。このように現有技術とイ号製品とは電磁バルブの構造が相違する。

このような場合に、現有技術の抗弁が成立するか否かが争点となった。



参考図 2 F45 裁断機、イ号製品及び特許発明の特徴を示す説明図

→続きは、月刊ザ・ローヤーズ 1 月号をご覧ください。

以上